

平成 28 年 8 月 5 日

各 位

金融商品仲介業務の取扱開始について

東和銀行（頭取 吉永 國光）は、新生証券株式会社を提携証券会社として金融商品仲介業務の取扱いを開始いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 目的

当行では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えすべく、預金・投資信託・生命保険・公共債・外貨預金等の取扱商品の充実に努めてまいりましたが、金融商品仲介業務の開始により、更なる品揃えの拡充を図り、お客様のニーズにお応えいたします。

※ 金融商品仲介業務とは、銀行等が証券会社の委託を受けて、金融商品取引の勧誘や仲介を行い、お客さまと証券会社を当事者とする金融商品取引を成立させる業務のことです。

2. 取扱開始日

平成 28 年 8 月 22 日（月）

3. 提携証券会社

新生証券株式会社

4. 取扱業務

- （1）証券口座開設のお申込みの取り次ぎ
- （2）外国債券等の売買注文の取り次ぎ

5. 取扱商品

外国債券（ニュージーランド・ドル建債券）

※ 取扱商品は今後順次拡大してまいります。

6. 取扱店

本店営業部、太田支店、沼田支店、東松山支店

【金融商品仲介業務についての留意事項】

- ・ 東和銀行は新生証券の委託を受けて金融商品仲介業務を行うものであり、債券のお取引は新生証券との取引になります。東和銀行はお客さまからご注文のお申し込みを新生証券に取り次ぎ、新生証券が受注・執行を行います。
- ・ 東和銀行と新生証券は別法人です。お客さまの証券取引口座は新生証券に開設され、ご購入いただいた債券は新生証券での保護預りとなります。
- ・ 債券は東和銀行の預金ではなく、預金保険の対象ではありません。なお、金融商品仲介業務によりお取引いただく債券は、新生証券に預託いただくこととなり、債券の管理は、新生証券の指定する方法により取扱い、投資者保護基金による支払いの対象となります。
- ・ 債券は、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。
- ・ 債券のお取引が、東和銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・ 東和銀行からの借入金を前提とした債券のご購入はできません。
- ・ お取引はお客さまご自身の責任と判断で行っていただく必要があります。
- ・ 債券のお取引はクーリングオフの対象になりません。
- ・ 債券のご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ ご購入いただいた債券を新生証券で保護預りさせていただく際の口座管理手数料は無料です。
- ・ 債券の売買、利払い、償還等に際し新生証券において為替取引が発生する場合には、新生証券がその時々市場実勢に基づいて決定する為替レートによります（所定の為替手数料がかかります）。
- ・ 債券の元本や利子を外貨建てでお受取りになる場合には、為替相場によっては円建ての投資利回りが低下する可能性や、元本に為替差損が発生したりする可能性があります。
- ・ 債券は、金利・為替・株式相場など債券の条件に関連する市場状況の変化や発行者や保証者の信用状況の変化などに対応して価格が変動します。従って、仮に途中売却することとなった際には元本が欠損する可能性があります。
- ・ 債券の種類によっては、条件が特殊であること、発行総額が小さいこと、流通市場が確立されていないことなどの理由により、買い取り価格の提示がされずに途中売却することができない可能性があります。また仮に売却できたとしても、投資元本金額を下回る可能性があります。
- ・ ご購入に際しては、各個別商品の契約締結前交付書面、目論見書または販売用資料等で債券の条件、リスク、手数料等の詳細をご確認ください。

販売取扱登録金融機関

商号等 ： 株式会社東和銀行、登録金融機関 関東財務局長（登金）第60号
加入協会 ： 日本証券業協会

委託金融商品取引業者

商号等 ： 新生証券株式会社、金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第95号
加入協会 ： 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

以上